

## 9 第31条の7

第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は加熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3項の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

- (1) 本条は、法別表第1に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。
- (2) 第1項第1号については、第1類の危険物（酸化性固体）についての規定であり、その性質は一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃物性質の燃焼を著しく促すことになる。したがって、その貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物の分解を起こす条件を与えないよう次のことに注意する必要がある。
  - ア 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
  - イ 分解を促進する薬品類との接触を避ける。

ウ 周囲に可燃物を置かない。

エ 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含むものにあつては、水との接触を避ける。

- (3) 第1項第2号については、第2類の危険物（可燃性固体）についての規定である。第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火し易い可燃性の固体で、かつ燃焼速度が速く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

貯蔵及び取扱いに際しては、火災予防上次のことに注意する必要がある。

ア 酸化剤との接触、混合を避ける。

イ 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。

ウ 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれからのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。

エ 引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させてはならない。

- (4) 第1項第3号については、第3類の危険物は（自然発火性物質及び禁水性物質）についての規定である。

第3類の危険物は、その危険性について他の危険物より比較的高く評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なく定められている。第3類の危険物は黄りんのように自然発火性（空気中で発火する危険性）のみ有している物品、あるいはリチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険物）のみ有している物品もあるが、ほとんどの物品は、自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

貯蔵及び取扱いに際しては、火災予防上次のことに注意する必要がある。

ア 自然発火性物品は、空気と接触させない。

イ 自然発火性物品は、炎、火花若しくは高温体との接触又は過熱を避ける。

ウ 禁水性物品は、水との接触を避ける。

エ 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

- (5) 第1項第4号については、第4類の危険物（引火性液体）についての規定であり、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあつては常に引火危険性が存在することとなる。

また、第4類危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。

貯蔵及び取扱いに際しては、火災予防上次のことに注意する必要がある。

ア 炎、火花高温体との接近又は過熱を避ける。

イ 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。

ウ みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生させるような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

- (6) 第1項第5号については、第5類の危険物（自己反応性物質）についての規定であり、爆発又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。過熱、衝撃、摩擦又は、他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、爆発的でなくても、激しい燃焼状態を呈するため、消火が困難となる場合が多い。

貯蔵及び取扱いに際しては、火災予防上次のことに注意する必要がある。

ア 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。

イ 加熱、衝撃、摩擦を避ける。

ウ 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。

- (7) 第1項第6号については、第6類の危険物（酸化性液体）についての規定である。第6類の危険物は、自らは不燃性であるが、可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

貯蔵及び取扱いに際しては、火災予防上次のことに注意する必要がある。

ア 可燃物との接触、混合を避ける。

イ 過熱を避ける。

ウ 分解を促す薬品類との接近を避ける。

- (8) 第2項『**同項の基準によらないことが通常である場合**』とは、例えば、第3類の危険物のうち禁水性物品にあつては、水との接触を避けることとなっているが、アセチレンガスを発生させる場合は、炭化カルシウム（カルシウムカーバイド）に水を反応させる。また、第4類の危険物は、炎、火花等との接近又は加熱を避け、みだりに蒸気を発生させないこととなっているが、ガソリン、灯油等を燃料として消費する場合は、点火したり噴霧状にして炎に吹き付けたりする。このような取扱いは、条例第31条の7第1項第3号又は同項第4号の規定に抵触することとなるが、徐々に反応させたり、燃焼窯の中へ少量ずつ注入し、異常発熱や異常燃焼等による災害を発生させないための種々の方法を用いることにより、日常生活の利便性が図られている。

同項の基準によらないことが通常である場合とは、以上のような例をいう。